

大・小ホール施設利用料金の減額及び利用の取消・変更手続きについて

<大・小ホール施設利用料金について>

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ホール利用につきましては客席の収容人数及び収容率を制限させていただいておりますが、令和2年7月1日から令和2年12月27日までのご利用に限り、ホール施設利用料金及び営利・入場料割増を50%減額(備付物件利用料金、小ホールの練習割引及び研修室等は減額の対象となりません)いたします。

<適用条件>

令和2年7月1日から令和2年12月27日の期間に大・小ホールをご利用のうち、別紙「ガイドライン等」にご協力いただけるみなさま

<制限の解除となった場合について>

減額対象期間中に「収容人数50%」の制限が解除になった時点で通常利用に切り替える場合(50%以上収容する場合は、通常料金に変更させていただきます。

ただし、50%の収容率のままご利用いただく場合は、上記の減額後の利用料金を適用させていただきます。

<対象施設及び料金について>

- ・ 施設利用料金 50%減額
- ・ 営利・入場料割増料金 50%減額
- ・ 施設延長利用料金 通常料金
- ・ 備付物件利用料金 通常料金

<大・小ホール利用の取消・変更について>

通常、ホール利用の取消・変更手続き可能日は、ご利用日の60日前まで、納入済みの料金については半額をご返金とさせていただきますが、令和2年7月1日から令和2年12月27日までのご利用に限り、ご利用日の30日前まで、取消・変更手続き可能日を延長することといたします。

なお、上記による変更手続きは1回限りとさせていただきます。

詳細につきましては、札幌市教育文化会館管理課舞台係(011-271-5821)までお問い合わせください。

令和2年6月19日
札幌市教育文化会館